

令和4年度第1回 千葉市社会教育委員会議事録

1 日 時 令和4年5月27日（金） 午後2時から午後4時まで

2 場 所 千葉ポートサイドタワー12階 教育委員会第1会議室

3 出席者（1）委員

池田委員、大西委員、上條委員、黒澤委員、笹口委員、三野宮委員、
高山委員、竹内委員、丹間委員、長岡委員、西川委員

（2）事務局

佐々木生涯学習部長、内海生涯学習振興課長、上田生涯学習振興課放課後子ども対策担当課長、中島中央図書館長、佐久間文化財課長、蚊谷新博物館整備室長、本吉健全育成課課長補佐、土肥生涯学習振興課課長補佐、野中管理班主査、積田生涯学習科学教育班主査

4 議 題

- （1）議長、副議長の選出について
- （2）令和4年度社会教育関係団体への補助金交付について

5 報 告

- （1）第6次生涯学習推進計画について
- （2）第2期放課後子どもプランについて

6 議事概要

議 題

- （1）議長、副議長の選出について
委員の互選により、三野宮委員が議長に、高山委員が副議長に選出された。
- （2）令和4年度社会教育関係団体への補助金交付について
事務局より資料に基づき説明の後、質疑応答・意見交換が行われた。

報 告

- （1）第6次生涯学習推進計画について
事務局より進捗状況の報告を行い、意見交換が行われた。
- （2）第2期放課後子どもプランについて
事務局より進捗状況の報告を行い、意見交換が行われた。

7 会議経過

議事に先立ち、事務局から資料の確認、会議の公開及び会議録の承認方法、会議の成立、職員
の紹介を行った。

議題1 議長、副議長の選出について

委員の互選により、三野宮委員が議長に、高山委員が副議長に選出された。

議題2 令和4年度社会教育関係団体への補助金交付について

○（三野宮議長）

議題2 令和4年度社会教育関係団体への補助金交付について、事務局より説明をお願いします。

○（内海生涯学習振興課長）

議題2 令和4年度 社会教育関係団体への補助金交付について、ご説明させていただきます。

資料1をご覧ください。

社会教育関係団体への補助金の交付につきましては、社会教育法第13条において、社会教育委員のご意見を聞いて行わなければならないと定められていることから、委員のみなさまにご意見を伺うものでございます。

今年度は、2団体が実施する事業に対して、補助金を交付したいと考えております。

一つ目は「千葉市PTA連絡協議会」の各種研修事業等に対して140万円、補助の目的欄に記載しておりますが、市PTA連絡協議会が行う各種研修会や広報紙発行等について、その経費の一部を補助することで、家庭と学校の協力・連携を深め、児童・生徒の健全育成、教育環境の向上を図ることに寄与するものと考えています。

二つ目は「千葉ユネスコ協会」の「国際理解教育事業」等に対して2万3千円の補助額となっております。補助の目的欄に記載のとおり、千葉ユネスコ協会が行う交流活動等について、その経費の一部を補助することで、市民レベルの国際交流・相互理解を深めることに寄与するものと考えています。

なお、「千葉市PTA連絡協議会」につきましては、前年度も140万円の概算払いを行いました。新型コロナウイルスの感染拡大により、全国大会の中止や関東ブロック研修の規模が縮小されたことが影響し、精算額は96万5千円となっております。

「千葉ユネスコ協会」につきましては、前年度と同額でございます。

議題2の説明は、以上でございます。

○（三野宮議長）

議題2につきまして、意見などございましたらお願いします。

○（黒澤委員）

団体の補助金受給資格について質問がございます。

平成19年度の第3回委員会の議事録において、事務局より「本来、補助金は団体が自立して

いくためのものですので、余剰金がある程度ある団体については、市が補助金を支出しなくても、その事業を行っていきけるのではないか」という発言がありました。

これを踏まえますと、今回申請している団体に関しても余剰金が無いということを確認されたかと思うのですが、その資料を開示していただけますでしょうか。

○（土肥生涯学習振興課課長補佐）

各団体の余剰金につきましては、後日資料をご用意いたします。

○（黒澤委員）

これらの団体の余剰金は確認されたということでしょうか。

○（土肥生涯学習振興課課長補佐）

その点も含めて、後日回答させていただきたいと思います。

○（三野宮議長）

その他、意見などございますでしょうか。

○（黒澤委員）

補助金申請内容の透明性について、質問がございます。

昨年度の社会教育委員会議で、上條委員から補助対象事業の実施状況、成果と課題を会議で報告し、さらに公表すべきではないかのご提案がございました。上條委員の言うとおりに、団体にとっては、有効に使っていたことのアピールの場にもなりますし、教育委員会にとっても補助金を交付すべきかどうかを判断する非常に重要な情報だと思います。これをいつ実施する予定なのかどうか、また、実施されないのであれば、公表しない理由についてお聞かせください。

○（内海生涯学習振興課長）

資料1の4ページに今年度の事業計画及び収支予算書がございまして、6ページをご覧いただくと昨年度の事業報告を記載しております。

○（黒澤委員）

ありがとうございました。これは予算関連の資料になるかと思いますが、実施状況、課題と成果に関するものを記載した資料はないのでしょうか。

○（内海生涯学習振興課長）

実施状況については、資料1の6ページをご覧いただくと、どういった事業を行ったかが記載されてございまして、こちらで実施状況、成果が出ているのではないのでしょうか。

○（黒澤委員）

実際の支給金額というのは、どうなっているのでしょうか。

○（内海生涯学習振興課長）

昨年度の交付額については、資料1の1ページに記載をしております、千葉市PTA連絡協議会に対しては、96万5千円となっております。その内訳など細かい資料についてもということでしょうか。

○（黒澤委員）

もちろん、それも知りたい情報でございます。実際に目的に沿った支出がなされているのかは重要な判断材料だと思いますので、どのように実際に使われていたのかということですね。

あとは、今年度は140万円が補助金額となっております、昨年度に実際に支払われたのは96万5千円ということでしょうか。

○（内海生涯学習振興課長）

そうです。例えば、補助金額は、補助対象経費の2分の1までという決まりがございます。それ以外に各団体で収入があればそれを差し引きます。また、補助金が全ての経費に充当していいかということではなくて、補助金交付要綱で交付対象の費目を限定しております。

○（黒澤委員）

団体が自立しているかどうか、補助金を交付するかしないかの条件に多分、なってくると思うんですね。十分に資金がある団体に対して支払うべきなのかどうか、というのが平成19年度の議事録で話し合われたのかと思うんですけども、十分に資金のあるところに補助金を出すべきなのかというところが、ちょっと。この補助金の140万円の設定というのがよくわからなかったものですから質問させていただきました。というのは、前の議事録を見たのですけれども、議事録に記載のあるのは、平成24年度からの資料があるんですね。平成24年度が154万6千円、平成25年度が140万円、平成26年度も140万円、平成27年度も140万円、平成28年度も140万円、平成29年度、平成30年度、令和元年度も140万円、令和2年度は99万1千円で、令和3年度に96万5千円で、ぴったり140万円の補助金を出すということがあるんですね。これ、他の交付した団体を見ても、今回の「千葉ユネスコ協会」は2万3千円と非常に少額の補助金を出している。この千葉ユネスコ協会の事業予算を見ますと、36万5千円でそのうちの2万3千円の補助を出してくれというお話しですね。これ、千葉市PTA連絡協議会の方は、事業計画予算の2分の1、ぎりぎりを攻めているような補助金を申請しているということにして、実際この補助金額がどうしても必要なのかなということが気になって。

○（土肥生涯学習振興課課長補佐）

補助金額につきましては、資料1の11ページ、「千葉市社会教育関係団体事業補助金交付要綱」の第4条に記載のありますとおり、補助対象経費の2分の1以内となっておりますが、上限額は、第1条に記載のとおり、予算の範囲内において、となっております。

それぞれの団体の補助対象事業の必要経費は決まってくると思いますが、市全体の当該補助金の予算額は、千葉市PTA連絡協議会と千葉ユネスコ協会を合わせた142万3千円となっております。

ります。

○（上條委員）

ちょっとよろしいでしょうか。

○（三野宮議長）

どうぞ。

○（上條委員）

資料1の6ページを拝見しますと、コロナ禍で中止となった事業が結構あるんですね。このあたりの中止となったことが、補助金額の減額に影響しているのではないかと考えております。

これまでの色々なお話を伺いますと、リーダー養成や啓発的なことに補助をするということで、市の方針というのは貫いているのかなと感じるところです。

その点をはっきりしていただければ、この減額の理由も分かりますし、よろしいのではないかと思います。

○（丹間委員）

2点ほど事務局に質問させていただきます。

まず、1点目ですが、継続して申請を行っている団体については、過去の実績はどうだったのか確認したいところがございます。その上でお尋ねしたいのは、今回、事業報告が6ページと10ページに記載されております。いずれも1ページという分量で、項目を見ましても何をやったのかはわかるのですが、その結果、どのような成果が生まれたのかが十分書かれていない資料になっております。この資料の分量、様式については、事務局の方でご指示をされたのか、確認いたします。

次に、2点目ですが、千葉市PTA連絡協議会におきまして、コロナ禍の影響もあってなのかもしれませんが、補助金額が昨年度140万円のところ96万5千円ということで、ただ、今年度もコロナ禍の影響が完全にはなくなっていない中で140万円の申請をいただいているわけですが、この団体については、コロナ前のような活動を取り戻していくというような活動方針で間違えないか確認します。

○（土肥生涯学習振興課課長補佐）

一つ目の団体からの提出資料でございますが、資料1の21ページに掲載されている様式「社会教育関係団体事業実績報告書」の形で、団体からは報告を受けております。

二つ目の千葉市PTA連絡協議会の活動方針につきましては、今年度もコロナ禍の影響が見えないところもありますが、申請の段階では、今までのような活動をする方向での事業計画となっております。

○（丹間委員）

2点目については、理解いたしました。

1点目については、意見になりますけれども、資料1の21ページの様式の添付資料欄で「補助事業の成果を証する書類等」とありますので、補助金を得たことによって、成果が非常に大きくなったということを、是非、今後にご説明いただけるようお願いいたします。

○（佐々木生涯学習部長）

ただ今、事務局の方からご説明させていただきました。様式につきましては、この実績報告書という雛形に基づいて報告はいただいているところでございます。ただ、今、お二人の委員からございましたとおり、成果につきましては、事務局からの説明が足りなかったと思っておりますので、次回以降、事務局で工夫をさせていただきたいと思っております。報告様式は決まっておりますので、これはそのまま踏襲させていただいて、その際に申請額に対して実際の交付額がどうだったのか、効果がどうだったのかを委員の皆様にご説明できるような形に工夫させていただきたいと考えております。

○（西川委員）

千葉市PTA連絡協議会の活動で、昨年度実施できなかったものは、学校教育の先生方や子どもたちの保護者などが集まるような大きなバレーボール大会や研究大会など、会場を狭まった空間で行う事業が、コロナ禍で中止となりました。

今年度の事業計画につきましては、例年どおりの事業を計画しております。

○（黒澤委員）

一つ確認したいのですけれども、このバレーボール大会に対しても市の補助金がでていのでしょうか。また、このバレーボール大会の参加者はどなたなのでしょう。

これ、補助の目的をみますと、家庭と学校の連携を深め、児童生徒の健全育成、教育環境の向上を図ることを目的とするとなっておりますけれども、バレーボール大会はどなたが参加されるのでしょうか、誰でも自由に参加できるものなのでしょうか。

○（土肥生涯学習振興課課長補佐）

補助対象につきましては、資料1の4ページに記載されておりますとおりで、バレーボール大会は補助金の対象になっておりません。

○（黒澤委員）

了解いたしました。ありがとうございました。

○（三野宮議長）

補助金を出していくうえで、成果というものがわれわれ委員にもわかるような形になるとよいと思います。この要綱にあるような形でもよいので、報告いただくとの確認をさせていただきます。

○（三野宮議長）

ほかにご意見はございますか。

○（黒澤委員）

千葉市PTA連絡協議会の補助金申請内容について、質問させていただきます。

資料1の5ページの収支予算で、支出をみますとこの支出合計額に対して、印刷費がほぼ半分を占めておりまして、4ページの事業内容からも広報に非常に力を入れているのが分かります。広報紙コンクール、PTA広報紙発行事業9万2千部発行と。ただ、この団体の存続を訴えているこの広報活動自体が、全く成果が出ていないのではないかと思います。というのは、現在、多くの学校がこの連絡協議会から脱退しています。私が調べたところによりますと現在の加盟数をみると市全体で50から60パーセントの学校しか、このPTA連絡協議会に加盟しておりません。また、美浜区にいたっては、小学校18校中1校、中学校も10校中1校しか加盟しておりません。私が聞いた限りでは、なぜ、このPTA連絡協議会を脱退された学校があるかといいますと、「期待していたような学校同士の横の繋がりや地域の連携が得られず、むしろ、市が支援している広報活動の負担が大きすぎるため」だと聞いております。そう考えますと、この補助金が学校の脱退を加速させているようにも見えるんですけども、市はこのままこの事業に対しての補助を続けられるのでしょうか。

○（土肥生涯学習振興課課長補佐）

現在の千葉市PTA連絡協議会への加盟率は概ね6割程度となっておりますが、やはりPTAの存在が学校と地域を結びつけるための役割を担っているというのも事実と思っておりますので、連絡協議会に加盟していないPTAに対してもPTAの意義ですとか、活動の目的などを対外的にアピールした上で見直し等は進めたいと思います。ただ、広報自体を廃止してしまえばいいということではなくて、広報することでPTAの意義などをご理解いただくことが重要で、補助は必要であると考えております。

○（黒澤委員）

今、この広報紙は、外に対してのPTAの意義の広報活動とありましたけれども、この広報紙「市P連ちば」という連絡協議会が出している広報紙、内部だけに配られていますよね。加盟されている方々に対してのあれですよね。これ、誰に向けての広報紙なのでしょうか。

○（土肥生涯学習振興課課長補佐）

市P連への加盟の有無に関わらず、市P連がどのような活動をしているかというのを広報することは意義がありますので、仮に加盟していない学校に配られていないようでしたら、千葉市PTA連絡協議会の方へお話しはさせていただきたいと思っております。

○（黒澤委員）

あとですね、これ、印刷する必要はあるのでしょうか。例えば、ホームページとかですとね、千葉市でも行政デジタル化というのが進んでいると思うのですが、これ150万円もかけて印刷

費をかける必要があるのでしょうか。

そしてですね、この広報紙を作るためにPTA連絡協議会は、7月から3月まで広報紙発行事業、そして広報紙コンクールという各学校に広報紙を出すようにというふうに促しているんですね。本当にこれ、目的にあった活動なんでしょうか。広報紙を作るということが、家庭と学校との連携を深め、児童生徒の健全育成環境の向上を図る目的としているのでしょうか。これ、広報紙を作ることを目的として、ただ単にPTAの方々の労力や時間をとるだけのことをしているような気がしています。

○（土肥生涯学習振興課課長補佐）

広報のあり方、方法も含めて、こういった形が時代の流れに沿ったものなのかを団体とお話し等をさせていただきたいと思います。

○（三野宮議長）

事業報告を見てみますと、広報だけをやっているということではないと思います。ただ、そのやり方については、今後検討していただきたいと思います。

他にご意見はいかがでしょうか。

無いようですので、これで「議題2 令和4年度社会教育関係団体への補助金交付について」終了したいと思います。

報告1 第6次生涯学習推進計画について

○（三野宮議長）

それでは、次に「報告1 第6次生涯学習推進計画について」事務局より説明をお願いします。

○（内海生涯学習振興課長）

報告1 第6次生涯学習推進計画について、ご説明させていただきます。

初めに、計画策定のこれまでの経緯をご説明させていただきます。

お手持ちの資料2「第6次生涯学習推進計画原案」の最後のページになりますが、30ページ、「12 策定スケジュール」をご覧ください。

千葉市生涯学習推進計画については、千葉市生涯学習審議会が所掌しております。

令和3年7月に令和3年度第1回審議会を開催し、当教育委員会から審議会へ第6次計画の策定について諮問させていただき、続く12月に第2回審議会を開催しました。

任期満了に伴う審議会委員の改選により、本日の会議にも参加されています竹内委員、西川委員に審議会委員を兼任していただきましたが、令和4年3月の第3回審議会でご審議いただきました。

また、この他に教育委員協議会、総合教育会議においてもご意見を伺い、計画策定に反映して参りました。

今後の予定ですが、7月頃に予定している令和4年度第1回審議会で計画案をまとめます。

その後、パブリックコメント等でいただいた市民の皆様のご意見等を踏まえた計画案を取りまとめ、令和4年11月頃に予定しております第2回審議会で答申をいただく予定となっております。

答申を反映した上で、12月に開催される教育委員会会議での議決を受け、令和5年1月に公表し、令和5年4月から施策を推進して参ります。

これまでの経緯と今後の予定は以上でございます。

それでは、資料の1ページにお戻りください。

まず、「1 生涯学習の理念」ですが、記載のとおり、生涯学習に関する意味・種類・理念の定義についてまとめさせていただいております。

次に、「2 計画の位置づけ」ですが、本計画は、千葉市学校教育推進計画とともに、教育基本法第17条第2項に基づく、地方公共団体における教育の振興のための施策に関する基本的な計画として、位置付けられるものであり、地域社会で実施される教育（社会教育）と、それに関連する重要施策を対象範囲としております。

2ページをご覧ください。

次に、「3 第5次千葉市生涯学習推進計画期間中の生涯学習の取組み」についてですが、計画の進捗状況については、「千葉市教育委員会事務点検・評価」の一部として管理しております。なお、記載しているものは令和2年度の事業に関するものですが、現在令和3年度の事務点検・評価を進めております。

「事務点検・評価」の概要は記載のとおりです。

3ページをご覧ください。

「4 第6次千葉市生涯学習推進計画の対象期間」についてですが、市の次期の「基本計画」が10年間であることを踏まえ10年間とし、中間年度で見直しをする方針で検討しております。これは、本計画と一体的に策定している学校教育推進計画においても同様でございます。

4ページをご覧ください。

「5 第6次計画の検討の視点」についてです。

「(1) 第5次計画の課題」への対応については、「ア 計画の進行管理にかかる課題」、「イ 生涯学習の推進にかかる課題」に記載のとおりで、現計画の課題と認識しております。

次に、「(2) 第5次計画の継承」ですが、これまでの本市の生涯学習推進計画は、教育基本法

第3条で規定されている生涯学習の理念をめざした計画を継承しており、第6次計画においても基本的に継承する方向で検討を進めます。

次に、「(3) あらたな視点」として、

ア インターネットが生活のオプションから、生きていくための情報を得るツールになりえる時代において、ICT 機器を利用できる者とできない者の格差（デジタル・デバイド）の解消を図る。

イ 新型コロナウイルス感染症や自然災害などの課題に対し、学びを通じて人々の生命や生活を守る生涯学習の視点が重要となり、必要な知識を得たり地域課題に向けて共に学びあったりする機会の充実を図る。

ウ 本市では、持続可能なまちづくりを目指し、SDGs の達成に向けた取組みを推進している。SDGs の目標4「質の高い教育をみんなに」では、「すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する」とされており、この目標達成に貢献するとともに17の目標すべてのゴールを意識した施策を展開する。

以上の3点を新たな視点として、検討していきたいと考えております。

5ページをご覧ください。

「6 第6次計画策定における留意点」についてです。

- (1) 目指すべき姿の達成状況を適切に把握・評価できる成果指標を検討する。
 - (2) 「学びはじめ」から「学習機会の提供を受けた学習活動」を経て「学習成果の活用による地域づくり」が実現できる環境づくりを引き続き継承する。
 - (3) 集まって講座に参加する形態だけでなく、個人でインターネットを活用し調べる形態も学習といえる。個人が自由に利用できる場の考え方も求められる。
 - (4) 公民館などの社会教育施設で、子どもや若者が地域の課題解決に主体的にかかわることは、主権者意識の涵養にも資するものであり、よりよい社会を創っていく資質・能力を育むうえで重要。
 - (5) 地域の多様な人たちが相互に理解しあい、共生できる環境をつくるうえで、学びの活動と、地域をつないでコーディネートする人材が重要。
 - (6) 人生100年時代であり、高齢者や障害者も心身の健康を保持しながら、必要な時に必要な学びを通じ成長し、活動することが求められる。
 - (7) 新型コロナウイルス感染拡大によって、新しい技術を活用した「オンラインによる学び」が広まりつつあるが、「対面による学び」の組み合わせにより、多様な交流や人と人とのつながりを広げる可能性があるなど、学びが更に豊かなものになる。
 - (8) 新型コロナウイルス感染症や自然災害などの課題に対し、学びを通じて人々の生命や生活を守る「命を守る」生涯学習・社会教育という視点が今後ますます重要。
- これらの点に留意しながら計画の策定を進めていきたいと考えております。

6 ページをご覧ください。

「7 生涯学習に関する市民の意識について」についてですが、令和3年10月から11月に市民意識調査、関係団体調査を実施いたしました。

調査結果については7ページから13ページに記載のとおりです。

14ページをご覧ください。

「8 第6次計画の全体像と柱」についてです。

検討の視点と、留意点等を踏まえ、第6次計画の全体像と柱を記載のとおりとしました。

「目指すべき姿」を「一人ひとりが学びを通して充実し みんなが輝くまち 千葉市」としました。これは、本市で策定を進めております市の次の基本計画の素案において、「みんなが輝く 都市と自然が織りなす ちばし」を10年後に実現すべき本市の姿としていることから、第6次計画においても、生涯学習の中でその趣旨を取り入れることとしました。

次に、「目標」を「新しい時代の市民の学びを支え、生活や地域・社会に生かし、多様な主体と連携し合えることで持続可能な社会を形成できる環境をつくる」としました。

次に、目標に向けた「柱」として「学習活動のきっかけと場の提供」「多様な学習機会の充実」「学びを生かした活力あるコミュニティづくり」を施策展開の方向性とし、これらの「学び」「活動」の循環サイクルが変わらず重要であることから、第5次計画を踏襲しました。

次に、15ページ以降に「アクションプラン概要」として個別のアクションプランを記載しておりますが、「計画目標」から柱である「施策展開の方向性」と「基本施策」、「主な取組」の施策体系をまとめた資料がございますので、そちらでご説明させていただきます。

「資料2-2 第6次生涯学習推進計画の施策体系の基本的な考え方」をご覧ください。

左に記載しております計画目標を達成するため、「施策展開の方向性1 学習活動のきっかけと場の提供」については、「(1) 生涯学習の普及啓発」、「(2) 学習環境の整備」を基本施策としました。

「(1) 生涯学習の普及啓発」については、市民に学びの楽しさ、大切さに興味・関心を持ってもらえるよう、様々な機会を活用して情報を発信し、学習のきっかけづくりにつなげます。

この基本施策に沿った取組として、「SNS等の活用」「市以外が実施する講座情報の収集・提供」「生涯学習施設でのイベントの開催」などを実施して参ります。

「(2) 学習環境の整備」については、学びに興味を持った市民が学習活動をはじめにあって、快適で参加しやすく、新しい時代に合った学習環境の整備を行うとともに、子どもや若者をはじめ、あらゆる世代が利用しやすい環境づくりに努めます。

この基本施策に沿った取組として、「Wi-Fi 環境の整備」「オンライン講座の充実」「電子書籍の拡充」「公民館自習室の開放」「生涯学習施設の老朽化への対応」などを実施して参ります。

次に「施策展開の方向性2 多様な学習機会の充実」については、「(3) 郷土や地域への愛着を深める学習機会の提供」、「(4) 市民ニーズに対応した学習機会の提供」、「(5) 現代的課題に対応する学習機会の提供」を基本施策としました。

「(3) 郷土や地域への愛着を深める学習機会の提供」については、郷土や地域に対する理解と愛着を深めるため、市の歴史や文化資源を活用するとともに、地域に密着した資源も活用した学習機会を提供します。

この基本施策に沿った取組として、「縄文文化と SDG s を学ぶことができる新博物館の整備」「郷土の理解を深める講座・事業の充実」「SDGs の視点に配慮した縄文文化調査研究の推進」などを実施して参ります。

「(4) 市民ニーズに対応した学習機会の提供」については、多様化する社会において、多岐にわたる市民の学習ニーズに対応するとともに、すべての市民が必要な時に必要な学びができる、幅広い分野にわたる学習機会を提供します。

この基本施策に沿った取組として、「文化・芸術学習事業の実施」「スポーツ・レクリエーション事業の実施」「多様な主体による学習活動の推進」「学習相談の充実」などを実施して参ります。

「(5) 現代的課題に対応する学習機会の提供」については、急速に変化する社会において、新たな時代の課題に対応するなど、持続可能な地域づくりにつながる学習機会の提供が急務であることから、今回、新たに追加したものでございます。

この基本施策に沿った取組として、「SDGs の達成に寄与する学習機会の提供」「デジタルデバイドの解消に向けた講座の充実」「キャリア教育の推進」「リカレント教育の推進」「公民館における相談体制の整備」「放課後の安全・安心な居場所と多様な体験・活動の充実」などを実施して参ります。

次に「施策展開の方向性3 学習を生かした活力あるコミュニティづくり」については、「(6) 地域の担い手となる人材の発掘・育成」、「(7) 市民の参加・協働による学習成果の活用」を基本施策としました。

「(6) 地域の担い手となる人材の発掘・育成」については、地域における学習活動の活発化を図るため、リーダーやファシリテーター、ボランティアなどの人材を発掘・育成します。

この基本施策に沿った取組として、「団体・グループ活動のリーダーの養成・育成」「ボランティアの育成」「社会教育関係団体の育成」などを実施して参ります。

「(7) 市民の参加・協働による学習成果の活用」については、学んだ成果が地域に還元され、様々な課題の解決につながるよう、活用方法や機会を提供します。

この基本施策に沿った取組として、「市民自主企画講座や施設ボランティアによる学習機会の提供」「ボランティアセンター等におけるコーディネートの実施」「生涯学習ボランティアの活動場所の提供」「学習成果の発表機会の提供」などを実施して参ります。

以上が、現在の第6次生涯学習推進計画の策定状況でございます。

今後も策定作業を進めて参ります。

よろしくお願ひいたします。

○（三野宮議長）

ただ今説明いただきました報告1につきまして、意見などございましたらお願いします。

○（大西委員）

公民館の「子育てママのおしゃべりタイム」という事業で「子育てサポーター」を長くやっております、今、公民館における相談体制の整備のお話しができてきましたので、是非、お願いしたいことがございます。

それは、周知徹底をレベルアップしていただきたいということです。今の時代にあった制度や形を作っていくことが大変重要だと思っております。乳幼児を持つお母さんたちは「市政だより」をきちんと見る余裕がありません。ですので、LINEでパッと「今日、どこで、なにがあるのか」とうことが分かって、出かけられるように整備していただけると大変ありがたいと思っております。

それから、夏休みの公民館の空き部屋開放などについても、子どもたちが自分で「どこの公民館が、何時から何時まで空いているのか」ということが分かれば、安心して空調の効いたお部屋で自習などができると思います。今のお母さんたち、お父さんたち、共働きで留守がちで、塾や部活をしていないお子さんたちがいると思いますので、そういう時に公民館を活用できればとても良いと思います。そして、いずれは公民館活動との関わりを持って成長していったら、うれしいなと思っております。

○（内海生涯学習振興課長）

ご意見、ありがとうございます。

まさにこれから地域を担っていく子どもたちが、親しみを持っていただくような公民館にしていきたいと考えております。

この場でこういうこと申し上げてよいのか分かりませんが、公民館というと、どうしても高齢者の趣味であるとか教養の場といったイメージがついているところがございますが、これからはそうではなくて、お子様もそうですし、例えば、乳幼児がいらっしゃるご家庭が、だんだん少なくなってきていて、相談できる相手がいなく、家の中で自分だけで考えてしまう、公民館で「子育てママのおしゃべりタイム」といった活動をしていると一歩外へ出て、そういった場に行って、お話をして、自分の悩みを解決されたり、想いを共感してもらい心穏やかになったり、さらにお友達ができて交流を深めたりできるようなコミュニティづくりにも繋げていければと考えており

ます。

次に、公民館の空き部屋の開放につきましては、学校へ情報発信しておりまして、学校から皆様のところまで情報が行き届いていないのかなと思いますので、改善していきたいと考えております。

○（丹間委員）

資料2の15ページ、9 アクションプラン概要の表について、お尋ねします。

ここに記載のアクションプラン（案）におきまして、令和9年中間目標想定のカラムで未定となっている項目がございますが、この未定の意味について教えてください。

○（内海生涯学習振興課長）

このアクションプランについては、これから詰めていくような状況でございまして、未定となっている箇所は、今現在、調整中ということで、来年1月の公表までには、きちんと詰めていきたいと思っております。

○（丹間委員）

ありがとうございます。

原案という資料ですので、策定までには未定は消えるということで理解いたしました。

先ほど大西委員や事務局の説明でもありましたが、やはり、生涯学習は生まれてから死ぬまで生涯に渡るものですので、単年度ですぐに見えてくるものではなく、かなり長いスパンで事業を計画していく必要があると思っておりますので、そのことを踏まえて令和9年の段階でどのような目標に設定することが妥当なのかを踏まえて、各事業の中間目標を想定していただきたいと思っております。

○（内海生涯学習振興課長）

ただ今のご意見を踏まえまして、設定させていただきたいと思っております。

先ほどは言葉が悪かったかもしれませんが、高齢の方は孤立化という部分がこれからは出てくると思っておりますので、孤立化させない形の講座なり事業なりを公民館で実施させていただきます。

公民館は市内で47か所ございまして、区役所よりも市民センターよりも皆さんに一番身近な施設で、その施設を皆さんが本当に身近に思えるような施設にしたいと考えております。

○（三野宮議長）

ありがとうございました。

今、子どもたちの公民館の活用が大分増えていると聞いています。今後も、空き部屋などを活用して、もっともっと広がっていけばよいのかなと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○（笹口委員）

資料2の14ページ、8 第6次計画の全体像と柱について、お尋ねします。

この「目指すべき姿」と「目標」という言葉がどう違うのか、いまいちはっきりしない。

また、「目指すべき姿」の説明文で「一人ひとりが学びを通して充実し みんなが輝くまち 千葉市」とありますが、この「一人ひとりが…充実し」のところが日本語的に違和感がある気がします。主語・述語の関係が「人が成長し」とか「市民が成長し」とかだったら分かりますが、「人が充実し」とはなかなか言わないですよ。この点が少し引っ掛かりました。

次に、同ページの下段の「全体像イメージ図」は、「多様な学習機会の充実」と「学習を生かした活力あるコミュニティづくり」の二つが循環するイメージになっているのですけれども、上の「目指すべき姿」に書かれている文言では、学習のことしか触れられていないのではないかと思います。それがねらいなら、それでよろしいのかもしれないですけれども、この一つ前の第5次計画の計画目標を見てみますと、「学びを通して地域がつながるまち 千葉市」となっていました。要するに「学び」と「コミュニティづくり」で、非常に分かりやすい言い方だったものですから、この第6次計画の表現はちょっとわかりづらいと思いました。

次に「目標」のところですが、この説明文では、主語がはっきりしていなくて、例えば、「新しい時代の市民の学びを支え」とありますが、これは、誰が支えるのか、行政なのか。また、「生活や地域・社会に生かし」とは、多分「学び」を生かすということなのかなと。次に、「多様な主体と連携し合えることで」の表現の「連携し合える」ということがちょっとよくわからない。最後に「持続可能な社会を形成できる環境をつくる」とは、恐らくSDGsを意識した新しい表現ですので、これを使われたことはよろしいと思いますけれども、ただ、この生涯学習推進計画の結論として、SDGsの持続可能な社会を形成するとういことをもってきてよいのかということが、ちょっと気になったところです。第5次計画では、「市民が自ら学んだ成果を生かし、活力あるコミュニティを形成できる環境づくりを進める」ということで、非常に簡潔で、一度聴けば意味がすっと理解できるものだったのです。対して第6次計画の目標は、一読しても今一つ意味が伝わりにくいので、もう少し精査する必要があるのではないかと思います。特に14ページ下段の「全体像のイメージ図」の「多様な学習機会の充実」と「活力あるコミュニティづくり」の連携、そこのところを全体のイメージ図とするのなら、上と下がマッチングしていないのかなと思いました。

○（土肥生涯学習振興課課長補佐）

ご意見、ありがとうございました。

分かりづらい部分があった点につきましては、お詫び申し上げます。笹口委員が最後におっしゃられたようにこの計画の目標、イメージといたしましては、市民の皆様がまず、それぞれ学びについて興味を持って取り組んでいただくきっかけ作りがあって、その学習に取り組んでいただいた中で現代的課題ですとか、地域で持っている課題について学習していけるような機会を公民館などの社会教育施設で提供して、学びを深めていただき、その学びや学習した結果を地域に還元したり、地域づくりのリーダーとなって進めていただいたりして、学習というものをベースとして地域づくりに繋げていくことをイメージしているところです。その部分が、うまくお伝えしきれなかったと感じましたので、今後の生涯学習審議会へ向けてブラッシュアップをしていきたいと思っております。

○（長岡委員）

公民館のことについて、申し上げます。

この近隣で、公民館が無償で貸し出されていて、年末年始以外、通年で開館しているところは、この千葉市以外にないとの認識です。これは非常に大切なことなのではないかと思います。公民館は地域に一番身近な施設ですから、これからも維持していただきたいと思います。

○（佐々木生涯学習部長）

今後も、様々な課題に対して取り組んでいきたいと考えております。

また、先ほど子どもの視点が出ました。今までは、ある程度、高齢者に限っているものではないのですが、利用者は高齢の方が多かったと思います。

この時代の中で、子どもたちの居場所という形で、様々な形で言われていますので、このような視点が、新たな公民館として求められているのではないかと考えております。コロナ禍で、空いている諸室を開放して、子どもたちに自習室として利用していただく、さらには、子どもたちの保護者も含めて公民館を利用していただくにはどうしたらよいのか、これから取り組むべき課題であると考えております。

○（上條委員）

全体として、非常に体系的にこの推進計画はまとまっていると思います。

一方で、資料2の2ページの全体の評価をみますと、指標数で二重丸、丸とかあるのですが、我々がこれ拝見して分からないのですよね、なんだろう、なぜ二重丸が一つなのだろうと、説明を見ればわかるのでしょうか。

あともう一つ大事なことは、例えば、成果指標の項目「1 学習活動のきっかけの提供」については、全体としてどうなのだろう、ということも文章で端的にまとめていただくと分かりやすいと思います。一つ作業を加えさせていただく形となりますが、そうしていくことで、今後の課題などもはっきりしていくと思います。

それから、この形でいきますとどうしても、生涯学習の種類ごとにおける取組みはどうかとみていったときに、例えば、放課後の居場所づくりはどこにあるのだろうかと探してしまうのですよね。そうではなくて、それとはもう一つの枠組みとして青少年を対象とした取組みはどうかと、それから、働き盛りの成人の方、高齢者を対象とした取組みの状況はどうかという別の観点からの検討は大事なことなのではないかと思います。

それから、やはり生涯学習ですので、他部局とか、NPOとか、もちろん学校などの関係機関や団体などとの連携の実施状況、全体としてそれをつかむのは難しいかもしれませんが、例えば、モデル的に力を入れている事業についてどうなのだろうか、その辺、ご検討いただくとはっきりしてくるのではないかと思います。

もう一つ提案したいことは、現在、放課後の居場所づくり、千葉市は先進的な取組みで他の自治体から注目されているのではないかと思います。これは、是非、今後も推進していただきたいと思います。

また、それとは別に成人の方々を対象とした取組みですとか、世代間交流の取組みとか、例えば、高齢者を対象とした取組みの場合には、市の福祉の分野との連携が重要になってきますので、

放課後の居場所づくりの取組みは軌道に乗っていると思いますので、もう一つ、その辺の取組みを立ち上げていただくと大変よろしいのではないかと思います。因みに、千葉県では障害者の生涯学習を支援するモデル事業を実施しております。私も委員として、関わらせていただいておりますけれども、最近は市町村の取組みにも支援していこうという流れになっておりますので、そういったモデル事業を千葉県独自で立ち上げていただくとよいのではないかと思います。

最後に、この会議に諮っていただく場合には、資料はメリハリを持たせた形で、細かくなくともよく、まとめた形で見せていただきますと我々といたしましても前向きな意見ができると思います。

○（土肥生涯学習振興課課長補佐）

今後、計画策定にあたりまして、頂いた意見等を踏まえまして検討させていただきます。

○（三野宮議長）

ほかにご意見はございますか。

無いようですので、報告1 第6次生涯学習推進計画について終わりたいと思います。

報告2 第2期放課後子どもプランについて

○（三野宮議長）

それでは、次に「報告2 第2期放課後子どもプランについて」事務局より説明をお願いします。

○（上田放課後子ども対策担当課長）

お手元には「資料3 千葉県放課後子どもプランの中間に見直しについて」、「参考資料 千葉県放課後子どもプラン【概要】」、「参考資料 千葉県放課後子どもプラン」があると思いますが、最初に「参考資料 千葉県放課後子どもプラン【概要】」をご覧ください、簡単に放課後子どもプランについて、ご説明いたします。

この「放課後子どもプラン」は、「第1章 プランの策定に当たって」の「2 計画の位置づけ」をご覧くださいますと、「千葉県新基本計画」を上位計画といたしまして、先ほど説明のありました「生涯学習推進計画」などの個別部門計画との整合を図りながら、放課後施策を総合的・計画的に推進するための行動計画として策定するというものであります。

次に、「3 計画の期間」でございますけれども、2019年度（平成31年度）からの5年間です。その中間年の2021年度、昨年度に見直しを実施することをお約束していたものでございます。

次に、このプランでございますが、「第2章 放課後に関する現状と課題」をご覧くださいますと、骨組みといたしましては、大きく4つございまして、1番目の放課後子ども教室、2番目の子どもルーム、3番目の放課後子ども教室・子どもルーム一体型モデル事業、これは既にモデル

事業の期間は終わりました、今はアフタースクールという事業名になっておりまして、後ほどご紹介いたします。それから4番目にその他様々な学校以外の場所での居場所、そして活用可能性のある場所として公民館、図書館といったところが範疇に入っているというところです。

次に、「第3章 千葉市の放課後施策の基本理念」をご覧ください。

こちらに基本理念が4つ並んでおりますけれども、中でも大切なのが一つ目と二つ目でございます。一つ目は「希望する全ての児童に安全・安心に過ごせる居場所を提供すること」、二つ目として「希望する全ての児童を対象に『学びのきっかけ』を提供すること」、この二点が極めて重要な基本理念でございます。

次に、「第4章 今後の放課後施策の方向性」をご覧くださいますと、「1 全体の方向性」の二つ目の丸で「一体型、これはさきほどのアフタースクールのことですが、を中心とした放課後の居場所の整備を計画的に進める」と宣言されているところです。それから四つ目の丸ですが「子どもルームは、補助制度拡充による民間事業者の参入促進、施設整備、委託先多様化の推進等に取組み、待機児童対策及び多様なニーズへの対応に努める」と示しております。

最後に、「第5章 各施策の事業展開」をご覧くださいますと、1の放課後子ども教室・子どもルーム一体型については、記載のとおり、目標設置数が記載されております。2の放課後子ども教室については、実施日数や児童登録率の目標が記載されております。3の子どもルームにつきましては、民間事業者の参入促進や新規の施設整備、委託先の多様化の推進というものが三つ並んでおります。4のその他の施策につきましては、特に目標を設定するのではなくて、その時点でのできることから始めましょうということでもあります。

以上、簡単ではございますが、「放課後子どもプラン」の概要をご説明しました。

これを踏まえまして「資料3 放課後子どもプランの中間見直しについて」をご覧ください。

先ほど計画期間の中間年度でプランの見直しをすることになっておりましたが、この資料3がその見直しに当たるものでございます。

まずは、資料3の1ページ「2 各事業の進捗状況及び評価」をご覧ください、(1)アフタースクール、旧放課後子ども教室・子どもルーム一体型とはどういったものなのかを、ご紹介させていただきます。

「ア アフタースクールの機能について」でございますが、アフタースクールは、子どもルームと放課後子ども教室を一体的に運営するものでございまして、下表にございますとおり、従来の子どもルームや放課後子ども教室にはない固有の機能を有しております。このため、アフタースクールに移行済みの学校とそれ以外の学校との間で、提供されるサービスに差異がある状況となっているところです。

表をご覧くださいますと、機能が4つ並んでおります。一つ目が「保育を必要とする児童の生活の場」です。これはいわゆる、学童保育の部分でございます。ご両親が働いておられるので自宅に帰るのではなくて、学童保育の方でお預かりをする。二つ目が「上記以外の児童の生活の場」、

つまり、いわゆる専業主婦（夫）のご家庭等であっても居場所があった方がよいですのでお預かりをしております。なお、こちらにつきましては、アフタースクールに固有の機能となっておりますので、今までになかった機能でございます。三つ目が「希望する全ての児童の体験・活動の場」で、これは「放課後子ども教室」に相当する機能でございます。最後四つ目が「学習・習い事の場」で、別料金となり、基本料金のほかにプラスでご料金をお支払いいただくと、学校の中で習い事のようなことをご提供できますといったアフタースクール固有の機能でございます。これら二つ目と四つ目のアフタースクール固有の機能の関係で移行済みの学校と未移行の学校とでどうしても差が出てきてしまう状況となっております。

次に「イ 目標事業量及び実績について」の「① 設置校数」をご覧くださいと、令和4年4月で24校になっていて、さらに計画上は令和5年度にプラス10校の合計34校を予定しているところでございます。

2ページ目以降は、個別の事業についての評価を記載しておりますが、ポイントのみご説明いたします。

13ページの「3 現プランの見直しと今後の方向性」をご覧ください。

一つ目の丸で、アフタースクールにつきましては、現プラン策定時点で40校までは展開できると見込んでおりましたが、これをもう一度再検証いたしまして、その結果、移行可能な学校を大幅に増やすことができるとの見通しが立ちまして、令和5年度の拡充校を10校とさせていただきました。現在、アフタースクールへの移行済の学校とそれ以外の学校との間でサービスに差異が生じておりますので、これをいち早く縮小していきたいという思いがあります。

次に、二つ目の丸で、放課後子ども教室につきましては、学校ごとに実行委員会を設置いたしまして、みなさんボランティアで取り組んでいただいておりますが、その担い手が不足しております、学校間での活動頻度・内容に差異が出ております。また、こういった従来からの課題に加えまして、昨今のコロナ禍で体験・活動をボランティアベースの実行委員会で継続していくことの難しさが新たな課題となっております、今後のあり方を検討する必要があると認識しております。

次に、三つ目の丸で、子どもルームにつきましては、「待機児童解消のための緊急3か年アクションプラン」に基づきまして、施設整備や委託先の多様化、こういった取り組みによって、待機児童解消にはまだ至っておりませんが、大幅にその数は縮小されています。なお、今後は少子化が進行いたしまして、児童数が減少していくと予測されております。全市的に見ますと、就労家庭が増加して、学童保育の需要が伸びてきていたのですけれども、今後は鈍化する見込みとなっております。

こうした状況を踏まえまして、四つ目の丸で、次期放課後子どもプランの始期を1年前倒し、早急にアフタースクールを中心とした施策を展開していくことといたしました。

最後に、五つ目の丸で、次期放課後子どもプラン策定にあたりまして、改めて、放課後施策に対するニーズや評価、放課後の過ごし方を把握いたしまして、施策展開に反映するため、実態調査を実施することといたしました。

こういった形で、この中間見直しを締めくくっているところでございます。

また、さきほど「報告1 生涯学習推進計画」のところで話題になりましたので触れておきますが、11ページをご覧ください。

「エ 公民館」というところが、この放課後子どもプランに位置付けられた放課後の居場所としての公民館の活用に関する部分であります。子ども向けの講座を積極的に展開いただいて、その他、諸室の子どもたちへの開放を実施していただいています。なお、実績につきましては、コロナ禍で様々な制約がありましたことから、ご覧のとおりの実績となっております。

続きまして、15ページをご覧ください。

ここからが、次のプランに関する記載であります。

「1 概要」でございますが、まず、(1) 基本理念等ですが、基本理念やプランの対象施策の範囲等は、現プランを継承しつつ、児童を取り巻く環境や社会情勢の変化を踏まえて設定いたします。

次に(2) 計画期間ですが、先ほどご説明しましたとおり1年前倒しし、令和5年度からの5年間としております。

次に(3) 位置づけですが、上位計画である基本計画などとの整合性を図りながら進めて参ります。

「2 スケジュール」でございますが、本日の社会教育委員会議へ状況を報告させていただきましたが、以降も、適宜、進捗状況を報告させていただきます。また、6月に入りましたら実態調査を行い、12月までに放課後子どもプラン(案)を取りまとめまして、パブリックコメントの後、教育委員会議に諮りまして、策定・公表という流れになっております。

最後に「3 小学生の放課後に関する実態調査」につきましては、17ページをご覧ください。

この実態調査の調査方法ですが、web回答によるアンケート調査に限らせていただきます。

次に、調査対象は、市内の市立小学校に通う児童が属する全ての世帯とし、小学生の兄弟姉妹がいる場合は、最も年下の児童についてのみの回答とさせていただきました。

次に、配布・回収方法ですが、学校・家庭間連絡システム「すぐーる」で保護者に協力依頼を送信いたしまして、web回答をお願いします。

次に、実施期間ですが、6月初旬から中旬に実施したいと考えております。

次に、想定標本数ですが、webのみでの回答ですので、想定回答率20%と見込んでおります。それでも7,200人回収できれば統計学上問題はないと考えております。

最後に、調査内容ですが、アフタースクールに移行済校と未移行校を区分して別々にお問い合わせする形としております。具体的には、まだ検討中なのですが、19ページに記載の内容で調査したいと考えております。

以上が第2期放課後子どもプランの中間見直しについてのご報告でございます。

○（三野宮議長）

ありがとうございました。

それでは、ただ今の事務局からの説明に対して、なにかご意見等ございますか。

○（高山副議長）

資料3の1ページの「アフタースクールと子どもルーム・放課後子ども教室の機能」表中で「④ 学習・習い事の場合」は別料金でアフタースクール固有の機能というご説明をいただきました。

それに関連して、資料3の参考資料「概要版」の5章のところで、「2 放課後子ども教室」には「継続プログラム」というものがあって、「保護者の送迎を要さない習い事として魅力的な体験機会の提供に努める」とあります。

このアフタースクールでの「習い事」と放課後子ども教室での「習い事」とでは、何か違いはあるのでしょうか。アフタースクールの「習い事」は別料金となっていますので、無償のボランティアの皆さんで運営されている放課後子ども教室の「習い事」とでなにか違いがあって、子どもたちがアフタースクールに通っていると色々なことが学べて、学力がついていって、千葉市の子どもたちの間で差が生まれていってはいけなかなと思ってお聞きしました。

○（上田放課後子ども対策担当課長）

放課後子ども教室の中に継続プログラムとありましたところ、少し複雑で、ご説明を割愛してしましまして大変恐縮でしたけれど、放課後子ども教室は、その中の一部の学校に活動支援といまして、事業者が、放課後子ども教室の活動を、ボランティアの皆さんが運営されているので、サポートをできる仕組みを作っておりまして、年間17校、支援をしています。

その支援の対象となったところでは、有料の継続プログラムを提供していただいてもOKですというルールになっておりまして、実質的にはアフタースクールで提供される有料プログラムと一部の放課後子ども教室で提供されるプログラムは、あまり違いはありません。

ただ、アフタースクールで提供される「習い事」というのは、当初は、塾みたいなものを想定されていたのかもしれませんが、現状といたしましては、塾のようなものはあまりなくて、ダンスであったり、習字であったり、サッカー教室であったりと、そういったものが中心となっております。学力の向上といった塾のようなプログラムはあまり提供されていません。

そういう意味でも、放課後子ども教室とアフタースクールの提供プログラムでは、あまり差はなく、当初でもあまり差は想定していませんでした。

ただ、アフタースクールでは有料のプログラムが提供されていますが、放課後子ども教室では、全ての放課後子ども教室で有料プログラムを提供しているわけではありません。つまり、活動支援というオプションを活用されているところだけができる、そういう意味でも、色々差があるという認識であります。それを今後、どうやって整えていくのか、それが課題と考えております。

○（長岡委員）

何点かありますが、まずは、子どもルーム、全国的には学童保育といわれていますが、この子どもルームというのは、昼間、共働き等で保護者がいない子どもたちを特別に措置すると、今、措置という言葉は使われていないですけど、児童福祉法にうたい込まれたわけですね。これは、

昔の全国的な運動によって児童福祉法の中に入れ込まれて、児童福祉法の中に入ったので、各自治体は、場所の確保や関連する施策をやっていかなければならなかったわけです。それまでは、私たちの子どもの時代は、子どもルームに子どもを預けるなんていったら、子どもが非行化しますと言われたものです。そんな時代から、働くためには子どもルームが必要だということで、全国的な運動によって、児童福祉法にうたい込まれたんです。だから、これは、一般の子どもたちの放課後も大事なのですけれども、児童福祉法にうたわれた福祉の観点をどうきちっと区別されているのか、これが大切だと思うのですね。いわゆる児童福祉法にうたわれた一般の児童とは違う措置をしなきゃならないという部分をどういうふうにされているのかということと、一般の児童が、アフタースクールと名前が変わったんですけれども、今の子どもルームの部屋に入りきれないですよ、当然、施設的に。この部屋の部分、校庭ではないと思いますので、小学校の教室を使うとしたら、余裕のある学校は別として、私物とかが置いてあるわけですから、それと、学校の教職員との関係はどうなるのかということが見えてこないと思いましたので、それらの説明をお願いします。

○（上田放課後子ども対策担当課長）

このアフタースクールは、放課後児童健全育成事業の基準を守って、その法令の範疇で展開するものでありますので、例えば、職員の配置でありますとか、一人あたりの面積でありますとか、そういったものはきちんと遵守することが大前提となっております。

その際に、委員の方からお子さんを措置、措置という法令用語が適切かわかりませんが、その対象となるお子さんとそうでないお子さんをきちんと区分する必要があるのではないかとのご指摘も、受けとめる必要があるのではないかと考えております。

一方で、例えば、こちらのお子さんはご両親が働いているのでこちらの部屋を利用してくださいね、そうじゃないお子さんはこっちの部屋を利用してくださいね、これはこれで非常に厳しいものがありますので、今のアフタースクールは、これを合わせてみんなで夕方5時までは過ごしていただく、ただ夕方5時を過ぎると料金の区分がありますので、本当にそれ以降通わなければいけない方だけが残るという仕組みになっております。その時に、本当にご指摘のとおりなのですが、一緒に過ごしていただくにあたって、今までより広いお部屋といいますか、広いスペースが必要になります。この必要なスペースを確保できる見通しが立って、学校と折衝が終わったところをアフタースクールにしております。先ほど、当初は40校しか展開できませんと書いてありましたとご説明させていただいた理由は、まさにそれでありまして、学校との調整がつくと当時見込まれたものが40校でございました。それをこの度改めて、シュミレーションし直して、大幅に増やすことができるだろうと、なお、この点につきましては、机上で、学校の図面で、これならできると、我々が一方的に判断するわけにはいきませんので、教育委員会の中に校長会、教頭会、主任会の先生方に入っていただいて検討委員会を設けまして、どういう学校であれば移行できて、移行した後はどういうルールを守る必要があるか、今後どういうふうに学校を移行させていくのか、ということを検討させていただきながら進めております。

○（丹間委員）

資料3の17ページで、今後、第2期放課後子どもプラン策定に向けて、実態調査を行うことはとても大切なことでして、非常に緻密な調査計画が示されています。

質問させていただきたいのは、今回の調査対象ですが、子ども自身が回答するのか、保護者の方が回答されるのか、現時点ではどのように考えているのでしょうか。

○（上田放課後子ども対策担当課長）

現時点では、保護者の方に回答いただく予定です。

例えば、「お子様は満足できていますか」との問いに対して、できればきちんとお子さんとコミュニケーションを取っていただきたいの思いはありますが、それは保護者の方にお任せする形です。あとは、お子さんに対して、例えば、このような一斉アンケートという形ではなくて、それぞれ現場で、お子さんがどういう様子なのかは、我々、自分の目で確かめられますので、そういったことも合わせて行っていきたいと考えております。

○（丹間委員）

ありがとうございます。

やはり、この放課後の居場所づくり、放課後施策をどのように展開していくのかということは勿論なのですけれども、子どもたちにとって、この放課後の場とか時間がどのようなものであったのかということも、大切にしていかなければならないなど、子どもたちは未来の千葉市民といえますか、今でも千葉市民ですけれども、二十年、三十年、四十年先に同じ形で施策が続いていないとしても、子どもの頃に千葉市の中でこんなふうに地域に育てられたというような感覚を持っていただけるかどうかというのが、非常に将来の市のあり方とも関わってくるのではないかと、その意味では、今日の第4章のところで二つ目の丸が大事とお話しでしたが、一つ目の丸、地域社会の中で育てていくという視点を是非大切にしていきたい。そして、こういった調査についても、今回は第2期のプランを作るためのものですので、保護者のニーズを中心とした内容で妥当だと思うのですけれども、例えば、卒業生などに放課後の居場所、どんな意味があったのかといったことを事後的にも聞いていただいたり、調べていただいたりすることによって、どんな放課後の場づくりをしていけばよいのかということが見えてくるような気がいたします。

○（上田放課後子ども対策担当課長）

今回は策定のための調査ということですから、ご指摘のとおり、実際にお子さんたちがどうであったかというのは大切なことですので、様々な評価の場面で意識していきたいと思っております。

○（三野宮議長）

ほかに、ご意見等がありますでしょうか。

○（長岡委員）

このプランには、公民館が入っているのですけれども、公民館は本来、子どもの居場所ではないわけですよね。これ、きちっと法的に整備するののかということもありますし、本来、子どもの

ためにある児童館、千葉市に一館だけ過去にありました。その子ども専用の居場所を設けるといふこと、或いは児童館の中に併設して設けるといふことが大切なんじゃないかと私は思うんです。それで、公民館は学習の場所として部屋を提供するというのではなくて、遊び盛りの子どもたちですから、大人しくしていればいいという問題ではないので、自由奔放に遊べる、そういう放課後の居場所を提供することが、子どもにとっては大事なんじゃないかと、その辺がいまいちなんですよね。公民館、確かに学習として使っているところもありますけれども、遊びの場ではないんですよね。だから、法律に基づく児童館の整備が生きているのであれば、そういうものを作っていく必要があるのではないかと、かつて千葉市は青年館という制度、今は無くなっていますけれども、そういう制度、年齢に応じた施設があったんですよね。だから、子どもたちが、もっと自由奔放に放課後に遊べる場をどう提供していくかということも大切なんじゃないかと、学習、習い事だけに縛るのではなく、何をやってもいいよという自由な集まりの場所が大切なのではないかというふうに思います。

○（上條委員）

今の長岡委員のご指摘で、公民館は本来子どもの居場所ではないのご指摘がありましたけれども、確かに子ども専用ということではありませんが、公民館の良さというのは、子どもから高齢者に至るまで幅広く利用できる、しかも身近な施設ですので、子どもも割と利用しやすい条件もありますし、その中で学んだり、世代間の交流、それ以外にも有意義な活動ができる場であるということも言えるのではないのかと思いました。ご指摘のように子ども専用の場という施設を整備することも大事なことだと思います。そういう施設ができましたら、また、公民館との連携で、子どもの課外活動というものが進められていくのではないかと考えております。

○（上田放課後子ども対策担当課長）

公民館の使い方のところで、公民館の本来の目的を損なうような使い方、大きな声で騒ぎながら使うといったようなことは不可能だと思います。千葉市においては、何を根っこにして子どもの放課後の居場所を確保していくかという計画において、かつては選択肢に児童館もあったのかもしれませんが、千葉市は児童館というものを展開しなかった、委員がおっしゃるように児童館は今も児童福祉法上の制度として残ってはいるのですが、児童館というのは自治体によってあったり、なかったりというのが比較的是っきりしています。そこで、千葉市においては、どんなリソースを使ってお子さんの放課後の居場所を確保するのかといったときに学校があるのだから、学校というのは勿論、学校のための学校ですけれども、地域の重要な共有財産ですので、そこをまず使っていこうというのがこの活動ですので、決して公民館の方で、本来そちらの方で行っていることが損なわれるような使い方というのは当然あり得ないというふうに考えております。

○（三野宮議長）

はい、ありがとうございました。

それでは、これにて報告 2 第 2 期放課後子どもプランについて終了いたします。

○（三野宮議長）

この他、今回の議事、報告以外に委員の皆様から何かございますか。

ないようですので、本日の議事を終了いたします。

問い合わせ先 千葉市教育委員会事務局生涯学習部生涯学習振興課

電 話 043-245-5954

ファックス 043-245-5992

電子メール shogaigakushu.EDL@city.chiba.lg.jp